

横浜市火災予防規則（昭和49年3月横浜市規則第23号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>（目次及び第1条から第34条まで省略）                      （市長が定める公示の方法）                      第34条の2 省令第1条に規定する市長が定める方法は、消防局又は消防署の掲示板への掲示とする。                      （第34条の3から第22号様式まで省略）</p>	<p>（目次及び第1条から第34条まで省略）                      （市長が定める公示の方法）                      第34条の2 省令第1条に規定する市長が定める方法は、消防局又は消防署の掲示板への掲示及びウェブサイトへの掲載とする。                      （第34条の3から第22号様式まで省略）</p>

横浜市危険物規制規則（昭和59年3月横浜市規則第14号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>（目次及び第1条から第19条まで省略）                      （市長が定める公示の方法）                      第19条の2 危険物規則第7条の5に規定する市長が定める方法は、消防局又は消防署の掲示板への掲示とする。                      （第20条から第29号様式まで省略）</p>	<p>（目次及び第1条から第19条まで省略）                      （市長が定める公示の方法）                      第19条の2 危険物規則第7条の5に規定する市長が定める方法は、消防局又は消防署の掲示板への掲示及びウェブサイトへの掲載とする。                      （第20条から第29号様式まで省略）</p>